

適正配置シミュレーション

●方策の具体的なシミュレーション

<前提条件>

「平成 31 年度に上大津地区小学校適正配置実施計画を策定後、最短期間で準備が整った場合を想定し、平成 36 年度に新しい学校がスタートできる」と仮定。

方策 1：通学区域の見直し

適正規模を満たす学校（上大津東小・神立小）の通学区域の一部を、隣接する適正規模に満たない学校（上大津西小・菅谷小）の通学区域に編入する。

◆平成 36 年 4 月 1 日時点の上大津地区小学校の通常学級の児童数及び学級数は、以下の見込みとなる。

表 1 上大津地区小学校の通常学級の児童数及び学級数（平成 36 年 4 月 1 日推計値）

		1年※ ¹	2年※ ¹	3年※ ¹	4年※ ¹	5年	6年	計
上大津東小※ ²	児童数	77	66	67	75	81	91	457
	学級数	(3)	(2)	(2)	(2)	(3)	(3)	(15)
上大津西小	児童数	5	4	8	1	3	6	27
	学級数	(1)		(1)※ ³		(1)※ ³	(1)	(4)
神立小	児童数	86	89	90	84	80	85	514
	学級数	(3)	(3)	(3)	(3)	(2)	(3)	(17)
菅谷小	児童数	21	23	19	24	18	25	130
	学級数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)

※¹：平成 36 年度の小学 1 年の児童数については、平成 30 年度～平成 35 年度までの小学 1 年の児童数の平均値とした。

※²：上大津東小の児童数については、※¹の他、社会増（1年間で各学年 3 名ずつ増加）も考慮して算出した。

※³：児童数が 2 つの学年で 16 人以下（1年生を含む場合は 8 人以下）の場合、複式学級となる。

◆ここで、上大津西小及び菅谷小が適正規模（各学年 2 学級）となるためには、以下の児童数が必要となる。

表 2 上大津西小及び菅谷小が適正規模（各学年 2 学級）となるために必要な児童数

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
上西小		31	32	33	40	38	35	209
菅谷小		15	13	22	17	23	16	106

※小学 1、2 年は 35 人で 1 学級、小学 3 年以上は 40 人で 1 学級として算出した。

◆平成 36 年 4 月 1 日における上大津東小及び神立小の地区別の児童数(特別支援学級児童も含む)は以下のとおりである。

表 3 上大津東小の地区別児童数 (平成 36 年 4 月 1 日推計値)

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
田村町	3	2	3	5	0	5	18
沖宿町	6	3	3	5	8	8	33
おおつ野五丁目	11	14	8	10	14	13	70
おおつ野六丁目	19	14	17	23	18	18	109
おおつ野七丁目	17	12	16	14	19	23	101
おおつ野八丁目	21	21	20	18	22	24	126
計	77	66	67	75	81	91	457

表 4 神立小の地区別児童数 (平成 36 年 4 月 1 日推計値)

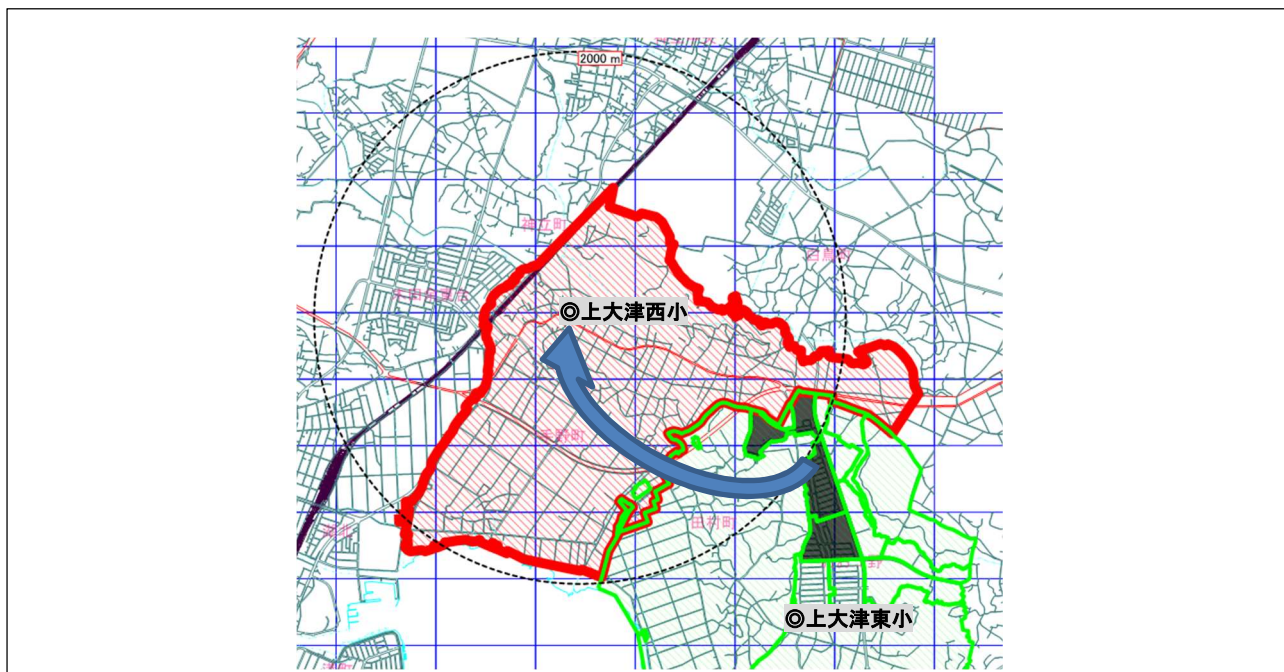
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
中神立町	15	13	9	11	15	23	86
神立町	31	28	37	39	33	25	193
神立中央一丁目	4	6	4	4	3	2	23
神立中央二丁目	5	6	1	3	7	4	26
神立中央三丁目	12	14	18	10	7	11	72
神立中央四丁目	4	5	3	4	4	8	28
神立中央五丁目	15	17	18	13	11	12	86
計	86	89	90	84	80	85	514

※以上のことより、上大津西小及び菅谷小を通学区域の見直しにより適正規模(各学年 2 学級)とするためには、次頁のような通学区域の見直しが想定される。

(1) 上大津西小を適正規模校とするための通学区域の見直し（案）

〔 上大津西小を各学年 2 学級とするために不足している児童数：209 名 〕

(例 1) 上大津東小学区の一部 (227 人) を上大津西小の通学区域とする。
 ・ おおつ野七丁目 (101 人)
 ・ おおつ野八丁目 (126 人)



◆通学区域の見直し後の通常学級の児童数及び学級数の推計値は以下の見込みとなる。

表 上大津西小及び上大津東小の通常学級の児童数及び学級数（平成 36 年 4 月 1 日推計値）

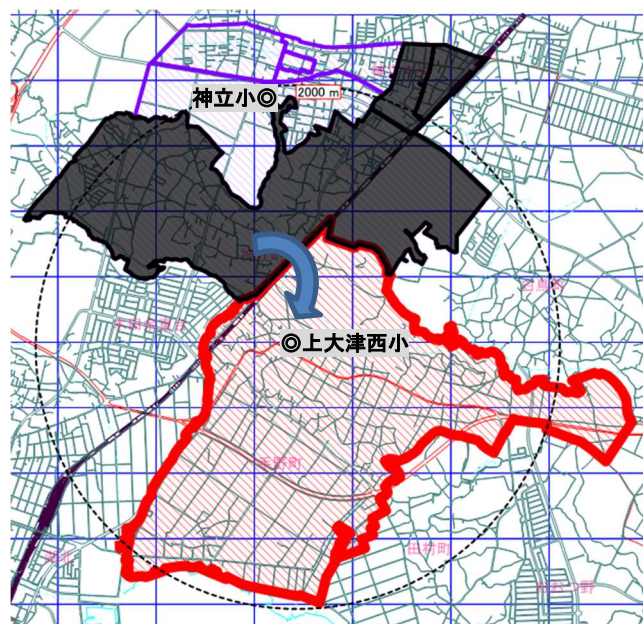
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
上大津西小	児童数	43	37	44	33	44	53	254
	学級数	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(2)	(11)
上大津東小	児童数	39	33	31	43	40	44	230
	学級数	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(9)

○考察

- ・通学区域の見直しを行っても、一部の学年では単学級となり、上大津西小及び上大津東小ともに適正規模を満たしていない。
- ・現在の上大津西小の校舎では、通常学級の教室数を 7 学級までしか確保できないため、校舎の増築を要する。
- ・通学区域が見直しされた児童の通学距離は、最長で約 2.9km となる。(おおつ野七丁目)
- ・上大津西小の通学区域が拡大し、学校までの距離が 2km 以上の区域が発生するため、スクールバスなどの通学支援が必要となる。

(例2) 神立小学区の一部(242人) を上大津西小の通学区域とする。

- ・ 神立町 (193人)
- ・ 神立中央一丁目 (23人)
- ・ 神立中央二丁目 (26人)



◆通学区域の見直し後の通常学級の児童数及び学級数の推計値は以下の見込みとなる。

表 上大津西小及び神立小の通常学級の児童数及び学級数(平成36年4月1日推計値)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
上大津西小	児童数	45	44	50	47	46	37	269
	学級数	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(11)
神立小	児童数	46	49	48	38	37	54	272
	学級数	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)	(10)

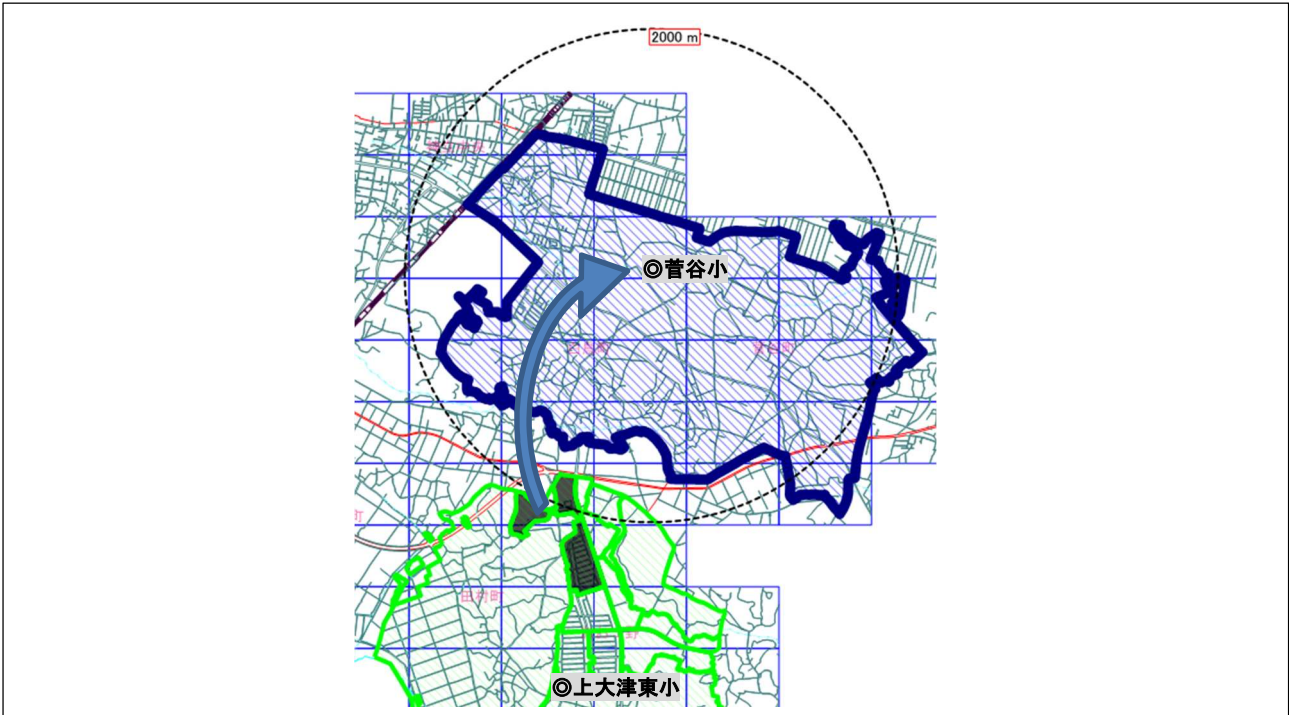
○考察

- ・ 通学区域の見直しを行っても、一部の学年では単学級となり、上大津西小及び神立小とも適正規模を満たしていない。
- ・ 現在の上大津西小の校舎では、通常学級の教室数を7学級までしか確保できないため、校舎の増築を要する。
- ・ 通学区域が見直しされた児童の通学距離は、最長で約2.7kmとなる。(神立中央一丁目)
- ・ 上大津西小の通学区域が拡大し、学校までの距離が2km以上の区域が発生するため、スクールバスなどの通学支援が必要となる。
- ・ 上大津西小の通学区域が線路をまたぐため、通学路の安全対策が必要となる。

(2) 菅谷小を適正規模校とするための通学区域の見直し（案）

〔 菅谷小を各学年 2 学級とするために不足している児童数：106 名 〕

(例 1) 上大津東小区の一部 を菅谷小の通学区域とする。
・ おおつ野八丁目 (126 人)



◆通学区域の見直し後の通常学級の児童数及び学級数の推計値は以下の見込みとなる。

表 菅谷小及び上大津東小の通常学級の児童数及び学級数（平成 36 年 4 月 1 日推計値）

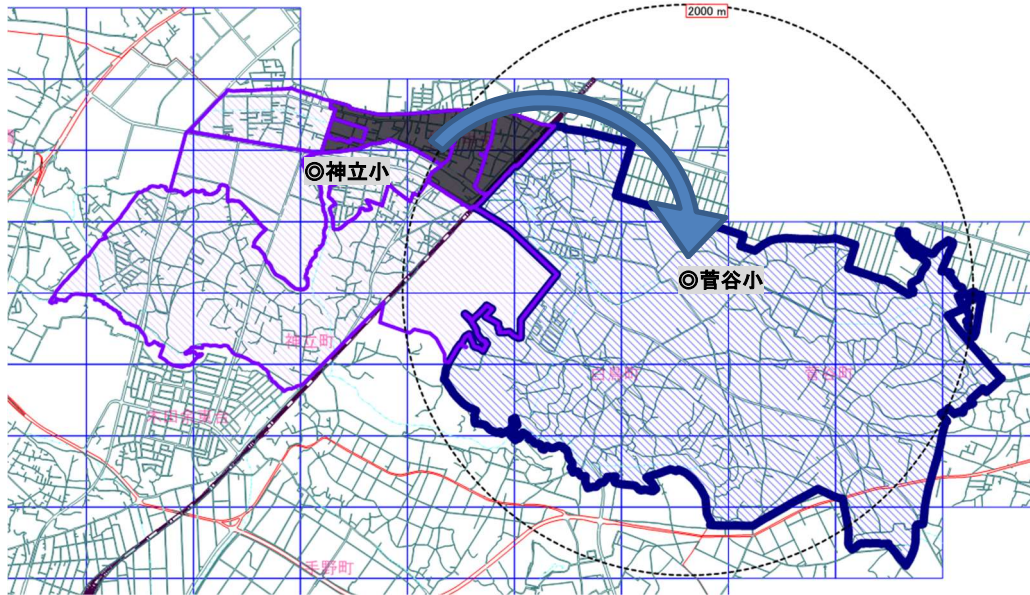
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
菅谷小	児童数	42	44	39	42	40	49	256
	学級数	(2)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(10)
上大津東小	児童数	56	45	47	57	59	67	331
	学級数	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(12)

○考察

- ・ 菅谷小は適正規模を満たしていないが、上大津東小は適正規模を満たしている。
- ・ 通学区域が見直しされた児童の通学距離は、最長で約 2.7km となる。(おおつ野八丁目)
- ・ 菅谷小の通学区域が拡大し、学校までの距離が 2km 以上の区域が発生するため、スクールバスなどの通学支援が必要となる。
- ・ 菅谷小学区と上大津東小学区が隣接していないため、新たな菅谷小学区（おおつ野八丁目）が飛び地となる。(適正配置の方策としては好ましくない)

(例 2) 神立小の一部 (149 名) を菅谷小の通学区域とする。

- ・ 神立中央一丁目 (23 人)
- ・ 神立中央二丁目 (26 人)
- ・ 神立中央三丁目 (72 人)
- ・ 神立中央四丁目 (28 人)



◆通学区域の見直し後の通常学級の児童数及び学級数の推計値は以下の見込みとなる。

表 菅谷小及び神立小の通常学級の児童数及び学級数 (平成 36 年 4 月 1 日推計値)

		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
菅谷小	児童数	46	54	45	45	39	50	279
	学級数	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(11)
神立小	児童数	61	58	64	63	59	60	365
	学級数	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(12)

○考察

- ・ 菅谷小は適正規模を満たしていないが、神立小は適正規模を満たしている。
- ・ 現在の菅谷小の校舎では、通常学級の教室数を 10 学級までしか確保できないため、校舎の増築を要する。
- ・ 通学区域が見直しされた児童の通学距離は、最長で約 2.7km となる。(神立中央三丁目)
- ・ 菅谷小の通学区域が拡大し、学校までの距離が 2km 以上の区域が発生するため、スクールバスなどの通学支援が必要となる。
- ・ 菅谷小の通学区域が線路をまたぐため、通学路の安全対策が必要となる。

◎総括

平成 36 年度に新しい学校をスタートさせるため、通学区域の見直しによる上大津地区小学校の適正配置を実施すると、以下の考察が挙げられる。

- ・ 上大津西小及び菅谷小を適正規模とするためには、上大津西小 209 人、菅谷小 106 人の児童数の増加が必要である。
- ・ 上記の人数を適正規模校である神立小や上大津東小から異動をさせる場合、通学区域を大幅に見直す必要がある。
- ・ 通学区域の大幅な見直しは、地域コミュニティにも大きな影響を及ぼすため、地域住民の方の理解が必要不可欠である。
- ・ 通学区域の拡大により、学校までの距離が 2km 以上の区域が発生するため、スクールバスなどの通学支援が必要となる。
- ・ 神立小学区の一部を上大津西小学区や菅谷小学区とした場合、通学区域が線路をまたぐため、通学の安全確保の点での課題が残る。
- ・ 上大津地区において、通学区域の見直しによる方策では、小学校全てを適正規模とすることができない。

方策2：隣接する学校との統合

適正規模に満たない学校（上大津西小・菅谷小）を、隣接した学校に統合する。

◆想定される統合パターン ※別紙参照

- ア： 上大津東小・上大津西小+菅谷小・神立小…（適正規模に満たない2校の統合）
 イ： 上大津東小+上大津西小+菅谷小・神立小…（神立小を除く3校の統合）
 ウ： 上大津東小・上大津西小+菅谷小+神立小…（上大津東小を除く3校の統合）
 エ： 上大津東小+上大津西小・菅谷小+神立小…（上大津地区を南北で分け、それぞれ統合）
 オ： 上大津東小+菅谷小・上大津西小+神立小…（上大津地区を東西で分け、それぞれ統合）
 カ： 上大津東小+上大津西小+菅谷小+神立小…（4校全ての統合）

◆上記ア～カの統合パターンについて、平成36年4月1日時点の児童数及び学級数の推計値は以下となる。

ア： 上大津東小・上大津西小+菅谷小・神立小…（適正規模に満たない2校の統合）

表1 児童数及び学級数（平成36年4月1日推計値）

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
上大津東小	児童数	77	66	67	75	81	91	457
	学級数	(3)	(2)	(2)	(2)	(3)	(3)	(15)
上大津西小+菅谷小	児童数	26	27	27	25	21	31	157
	学級数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
神立小学校	児童数	86	89	90	84	80	85	514
	学級数	(3)	(3)	(3)	(3)	(2)	(3)	(17)

○考察

上大津東小

- ・適正規模を満たす。
- ・校舎の増築を要する。（使用可能な教室数を超過するため）

上大津西小+菅谷小

- ・各学年1学級であり、適正規模を満たしていないが、上西小の複式学級は解消される。
- ・統合先の学校は、上大津西小と菅谷小のどちらでも増築を要しない。
- ・統合先がどちらの学校でも、通学距離が4km以上となる区域が発生する。

神立小

- ・適正規模を満たす。

イ：上大津東小+上大津西小+菅谷小・神立小…（神立小を除く3校の統合）

表2 児童数及び学級数（平成36年4月1日推計値）

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
上大津東小+上大津西小+菅谷小	児童数	103	93	94	100	102	122	614
	学級数	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(19)
神立小	児童数	86	89	90	84	80	85	514
	学級数	(3)	(3)	(3)	(3)	(2)	(3)	(17)

○考察

上大津東小+上大津西小+菅谷小

- ・適正規模を満たす。
- ・統合先の学校がいずれの学校でも増築を要する。
- ・統合先の学校がいずれの場所でも、通学距離が4km以上となる区域が発生する。

神立小

- ・適正規模を満たす。

ウ：上大津東小・上大津西小+菅谷小+神立小…（上大津東小を除く3校の統合）

表3 児童数及び学級数（平成36年4月1日推計値）

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
上大津東小	児童数	77	66	67	75	81	91	457
	学級数	(3)	(2)	(2)	(2)	(3)	(3)	(15)
上大津西小+菅谷小+神立小	児童数	112	116	117	109	101	116	671
	学級数	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)	(4)	(23)

○考察

上大津東小

- ・適正規模を満たす。
- ・校舎の増築を要する。（使用可能な教室数を超過するため）

上大津西小+菅谷小+神立小

- ・適正規模を満たす。
- ・統合先の学校がいずれの学校でも増築を要する。
- ・統合先の学校がいずれの場所でも、通学距離が4km以上となる区域が発生する。
- ・通学区域が線路をまたぐため、通学路の安全対策が必要となる。

エ： **上大津東小+上大津西小**・**菅谷小+神立小**…（上大津地区を南北で分け、それぞれ統合）

表4 児童数及び学級数（平成36年4月1日推計値）

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
上大津東小+上大津西小	児童数	82	70	75	76	84	97	484
	学級数	(3)	(2)	(2)	(2)	(3)	(3)	(15)
菅谷小+神立小	児童数	107	112	109	108	98	110	644
	学級数	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)	(4)	(23)

○考察

上大津東小+上大津西小

- ・適正規模を満たす。
- ・統合先の学校は、どちらの学校でも増築を要する。
- ・統合先の学校が上大津東小の場合には、通学距離が3km以上となる区域が発生し、上大津西小の場合には、4km以上となる区域が発生する。

菅谷小+神立小

- ・適正規模を満たす。
- ・統合先の学校は、どちらの学校でも増築を要する。
- ・統合先がどちらの学校でも、通学距離が4km以上となる区域が発生する。
- ・通学区域が線路をまたぐため、通学路の安全対策が必要となる。

オ： **上大津東小+菅谷小**・**上大津西小+神立小**…（上大津地区を東西で分け、それぞれ統合）

表5 児童数及び学級数（平成36年4月1日推計値）

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
上大津東小+菅谷小	児童数	98	89	86	99	99	116	587
	学級数	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(19)
上大津西小+神立小	児童数	91	93	98	85	83	91	541
	学級数	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(18)

○考察

上大津東小+菅谷小

- ・適正規模を満たす。
- ・統合先の学校は、どちらの学校でも増築を要する。
- ・統合先がどちらの学校でも、通学距離が4km以上となる区域が発生する。
- ・通学区域が隣接していない。（適正配置の方策としては好ましくない）

上大津西小+神立小

- ・適正規模を満たす。
- ・統合先の学校が上大津西小の場合、増築を要するが、神立小であれば増築は要しない。
- ・統合校先の学校が上大津西小の場合、通学距離が2km以上となる区域が発生し、神立小の場合には3km以上となる区域が発生する。
- ・通学区域が線路をまたぐため、通学路の安全対策が必要となる。

カ：上大津東小+上大津西小+菅谷小+神立小…（4校全ての統合）

表6 児童数及び学級数（平成36年4月1日推計値）

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
上大津東小+上大津西小 +菅谷小+神立小	児童数	189	182	184	184	182	207	1,128
	学級数	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(36)

○考察

上大津東小+上大津西小+菅谷小+神立小

- ・統合校区＝中学校区となるため、小中一貫教育の連携がとりやすい。
- ・適正規模を超えた過大規模校となるため、子ども達の活躍の場の減少や児童間の人間関係の希薄化、きめ細やかな教育指導が困難となる。
- ・統合先の学校は、いずれの学校でも増築を要する。
- ・統合先の学校が、上大津西小の場合には通学距離が4km以上となる区域が発生し、上大津東小及び菅谷小の場合には5km以上、さらに神立小の場合には6km以上となる区域が発生する。
- ・通学区域が線路をまたぐため、通学路の安全対策が必要となる。

◆以上の統合パターンをまとめると、以下の表の通りとなる。

表7 統合パターン別の適正規模状況

統合パターン		H36 児童数・学級数 (推計値)		適正規模	課題等
ア	上大津東小	457名	15学級	○	統合校が適正規模(12学級以上)を満たさない。
	上大津西小+菅谷小	157名	6学級	×	
	神立小	514名	17学級	○	
イ	上大津東小+上大津西小+菅谷小	614名	19学級	○	統合先の学校をどこに位置付けるか検討を要する。
	神立小	514名	17学級	○	
ウ	上大津東小	457名	15学級	○	統合先の学校をどこに位置付けるか検討を要する。
	上大津西小+菅谷小+神立小	671名	23学級	○	
エ	上大津東小+上大津西小	484名	15学級	○	統合先の学校をどこに位置付けるか検討を要する。
	菅谷小+神立小	644名	23学級	○	
オ	上大津東小+菅谷小	587名	19学級	○	上東小と菅谷小の通学区域が隣接していない。
	上大津西小+神立小	541名	18学級	○	
カ	上大津東小+上大津西小+菅谷小+神立小	1,128名	36学級	×	統合校が適正規模(24学級以下)を超える。

◎総括

平成 36 年度に新しい学校をスタートさせるため、隣接する学校との統合による上大津地区小学校の適正配置を実施すると、以下の考察が挙げられる。

- ・統合パターンによっては、適正規模を満たさない場合や過大規模校となる場合が生じる。
- ・統合先の学校については、ほぼ増築を要する。
- ・通学区域の拡大により、通学距離が 4km 以上となる区域が多く発生する。
- ・神立小を含めた統合の場合、通学区域が線路をまたぐため、通学の安全確保の点での課題が残る。
- ・廃校となる学校ができるため、学校用地の跡地利活用についても検討していく必要がある。

方策 3：学校の再編成・新設

近隣に適正規模に満たない学校が複数あり、それらの再編成に対応可能な学校用地が確保できる場合は、学校を再編成・新設する。この場合、新たな学校用地は統合する学校のほぼ真ん中とされることが多い。なお、統合パターンは方策 2 に準じる。

- ◆校舎を新設する場合、考えられる組み合わせは、方策 2 のイウエオのいずれかのパターンと考えられる。（アのパターンは既存校舎で対応可能であり、カのパターンは適正規模を超過する）
- ◆学校の再編成・新設をする場合、廃校となる学校ができるため、学校用地の跡地利用についても十分な検討を要する。